原議保存期間
 5年(平成33年3月31日まで)

 有効期間
 一種(平成33年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿 各道府県警察(方面)本部長 (参考送付先)

警察大学校交通教養部長各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第226号 平成27年12月22日 警察庁交通局交通企画課長

交通事故統計の正確性を確保するための諸方策の実施について(通達)

交通事故統計については、「交通事故統計事務取扱要綱の制定について(通達)」(平成26年5月23日付け警察庁丙交企発第72号。以下「要綱」という。)及び「交通事故統計原票作成要領の制定について(通達)」(平成26年5月26日付け警察庁丁交企発第80号はか。以下「原票作成要領」という。)により計上すべき事故を明らかにするとともに、「交通事故統計の正確性を保持するための諸方策の実施について」(平成25年2月8日付け警察庁丁交企発第7号。以下「旧通達」という。)により正確かつ適切な計上判断の確保を図ってきたところであるが、この度、下記の手続等により、交通事故統計の正確性の確保を徹底することとしたので、取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、本通達による取扱いは平成28年1月1日から実施することとし、旧通達は本年 12月31日をもって廃止する。

記

- 1 交通事故統計計上要否の判断等に係る手続
- (1) 死亡事故
  - ア 交通事故の疑いがある死亡事故が発生したときは、発生地を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊(以下「警察署等」という。)は、警察本部交通部の交通 事故統計担当課(以下「本部統計担当課」という。)に即報し、これを受けた本 部統計担当課は交通部長に報告して、交通部長が交通事故統計への計上の要否の 判断を行うこと。
  - イ アにより、当該事故について交通事故統計に計上しないと判断するとき又は計上の判断を保留(「警察情報管理システムによる交通事故日報集計業務実施要領の制定について(通達)」(平成20年12月3日付け警察庁丙交企発第150号ほか)及び「警察情報管理システムによる交通事故日報集計業務実施細則の制定について(通達)」(平成20年12月3日付け警察庁丁交企発第384号ほか)に基づく「交通事故日報情報」としての登録を保留することをいう。以下同じ。)するときは、本部統計担当課は、判断の理由等を記載するとともに必要書類を添付した交通事故統計計上検討表(別記様式第1~3号。以下「計上検討表」という。)を作成して、交通部長の決裁を受けること。また、計上しないと判断した事故について

は、同計上検討表により警察本部長に報告すること。

- ウ イで計上の判断を保留することとした事故についての以後の取扱いは、以下の とおりとする。
- (ア) 当該事故について計上要否の最終判断をするときは、本部統計担当課は、計上検討表に判断の理由等を記載するとともに、必要書類を添付して、交通部長の決裁を受けること。また、計上しないと最終判断した事故については、同計上検討表により警察本部長に報告すること。
- (4) 保留の決裁後、1か月を経過して計上要否の最終判断に至らないときは、本 部統計担当課は、検討状況を交通部長に報告し、指示を受けること。
- (ウ) 保留の決裁後、2か月を経過して計上要否の最終判断に至らないときは、本部統計担当課は、検討状況を交通部長を経て本部長に報告するとともに、警察庁交通局交通企画課交通事故統計担当係(以下「警察庁統計担当係」という。) に報告すること。

また、当該事故については、計上要否の最終判断結果を速やかに交通部長の決裁を経て本部長に報告するとともに、警察庁統計担当係に報告すること。

(エ) 交通部長は、上記のほか、計上の判断を保留することとした事故について計上要否の判断を迅速かつ適正に行うため必要な措置等について、本部統計担当課に対し適切に指示すること。

### (2) 負傷事故

- ア 交通事故の疑いがある負傷事故が発生した際、発生地を管轄する警察署等において、当該事故について交通事故統計に計上しないと判断するとき又は計上の判断を保留するときは、判断の理由等を記載するとともに必要書類を添付した計上検討表を作成し、警察署長又は高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)の決裁を受けること。
- イ 警察署等において、アで計上の判断を保留することとした事故についての以後 の取扱いは、以下のとおりとする。
  - (ア) 当該事故について計上要否の最終判断をするときは、警察署長等の決裁を受けること。また、計上しないと最終判断した事故については、本部統計担当課に報告すること。
  - (イ) 保留の判断をした後、1か月を経過して計上要否の最終判断に至らないとき は、検討状況を警察署長等に報告し、指示を受けること。
  - (ウ) 保留の判断をした後、2か月を経過して計上要否の最終判断に至らないときは、検討状況を警察署長等に報告するとともに、本部統計担当課に報告すること。

また、当該事故については、計上要否の最終判断結果について速やかに警察 署長等の決裁を受けるとともに、結果を本部統計担当課に報告すること。

(エ) 警察署長等は、上記のほか、計上の判断を保留することとした事故について 計上要否の判断を迅速かつ適正に行うため必要な措置等について、適切に指示 すること。

- 2 計上要否の検討及び判断に当たっての留意事項
- (1) 計上要否については、要綱、原票作成要領、執務資料等に基づく厳正な判断を行うこと。
- (2) 計上検討表の作成に当たっては、検討に係る主たる統計外項目が道路外のときは 別記様式第1号、病死又は自殺(傷)のときは別記様式第2号、その他のときは別 記様式第3号を用いること。

なお、計上検討表を作成後、当該計上検討表に係る統計外項目と異なる統計外項目により計上要否の最終判断を行う場合は、最終判断を行った統計外項目に係る様式の計上検討表を別途作成することとし、当該計上検討表に当初作成した計上検討表その他経過が分かる資料を添付して決裁・報告等を行うこと。

また、計上検討表を作成したときは、交通事故統計計上検討表索引(別記様式第4号)に必要事項を記載し、計上検討表とともに保管すること。

(3) 計上要否の判断に必要なものとして計上検討表に添付すべき資料は、おおむね次のとおり(いずれも写しで可)であり、必要に応じて適宜の資料を追加すること。 なお、報告に当たり用いた資料等であっても、計上要否の判断のため特に必要と 認められないものは、計上検討表に添付しないこと。

### ア 道路外

- (ア) 現場見取図・現場写真(発生場所の状況が分かるもの)
- (イ) 関係者、目撃者等の申立てを記載した書類
- (ウ) 道路性の判断等に係る調査・検討結果を記載した書類

#### イ 病死又は自殺(傷)

- (ア) 現場見取図・現場写真(病死の場合、車両等の損傷状況が分かるもの)
- (イ) 死体検案書(死亡診断書)、解剖所見に関する書類等
- (ウ) 死者の遺書又は遺書に準じるもの(自殺の場合)
- (エ) 家族、目撃者等の申立てを記載した書類
- (オ) 病死又は自殺(傷)の判断等に係る調査・検討結果を記載した書類 ウ その他

## (ア) 現場見取図・現場写真

- (イ) 死体検案書(死亡診断書)、解剖所見に関する書類等
- (ウ) 関係者、目撃者等の申立てを記載した書類
- (エ) その他計上要否の判断等に係る調査・検討結果を記載した書類
- (4) 計上の判断の保留は、道路性等を判断する資料等の収集に時間を要するとき、死傷者の死因又は病因を特定するための解剖所見や検査結果等を得るまでに時間を要するとき、関係者からの事情聴取に時間を要する特段の事情があるとき等やむを得ない場合を除き安易に行わないこと。

また、判断を保留した場合であっても、判断資料等の早期収集に努め、できる限り早期に計上要否の最終判断を行うこと。

- (5) 計上要否の検討及び判断に当たって疑義が生じたときは、死亡事故にあっては警察庁統計担当係、負傷事故にあっては本部統計担当課に対する照会を積極的に行い、 安易に独自の判断を行わないようにすること。
- (6) 事故発生時の現場臨場や事案処理が交通部門以外で行われた場合であっても、交通事故の疑いがある死傷事故については、確実に交通事故統計計上要否の検討及び判断を行い、検討の結果計上しないと判断するとき又は計上の判断を保留するときは、漏れなく計上検討表を作成すること。
- (7) 計上検討表は、当該事故について計上要否の最終判断を行った年の翌年1月1日 から起算して3年間保存すること。

#### 3 指導教養の徹底

交通事故統計は、国民に交通事故の実態について周知するとともに、警察及び他の 関係機関等が効果的な交通安全対策を適切に講じるための基礎であり前提となるもの であって、これに意図的な操作を加えるようなことがあってはならないのはもとより、 個々の統計計上に係る判断に誤りがあったり、計上判断の全国的な斉一性に疑問を持 たるようなことがあれば、統計としての信頼性が失われ、ひいては交通警察の運営そ のものに対する国民の信頼を揺るがしかねない。

このことを十分に認識し、各都道府県警察にあっては、交通部門に勤務する警察職員、特に警察本部及び警察署において交通事故統計原票及び交通事故統計の作成に従事する警察職員に対し、交通事故統計の意義、正確性を確保することの重要性、計上判断の考え方や入力等の事務手続等についての巡回教養又は集合教養を積極的に実施するなどして、交通事故統計の正確性が確保されるよう指導教養を徹底すること。

#### 別記様式第1号

11.1 Hr	<u> コーハー</u>	7631 1 13										
11-		本部長		部長	参事官	課長	理事官	分析官	補佐	係長	主任	係
作成時	確認		決 裁					ត	崔認・決裁機	関は、適宜変	変更すること	

# 交通事故統計計上検討表 【道路外】

	番	号	発生所属	区分											
				□ 死亡 □	負傷										
	発	生日時	平成 年	月	日(	)	時	分ころ							
	発	生場所													
事		兼•類型	н	<i>h</i>	X	1 1/2	5 코(纤미)	(類	型 	/#	)				
故		区分 当事者	氏	名	年齢	当	事者種別_	負傷程度		備	考				
概	-	 2当事者													
要	事														
	故内														
	容														
	判	断月日	月 日	判断結果	□ 計.	Lする	(本票番	<del></del> 号	) 🗆	計上	しない				
	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │														
計上	理上	計													
計上要否	出な	田 な   口													
台の	カー 日 日間にかない。														
判断	添	□ 関係者	皆、目撃者等の申3	とてを記載し	た書類										
141	付資	□ 道路性  □	生の判断等に係る記	間査・検討結	果を記載	した書類									
	料														
4	出の結		の検討の有無	□有(	口 病死	• 白殺 (何	复) 口	その他 ) □	」無						
'				l	<u> </u>	11/1X ()	<i>a</i> , <u> </u>	(4) (2)	J MK						
	保	留月日	月 日			_									
	理	□ 関係者		いらの事情聴	取に時間	を要する。									
		口その他	也理由、資料収集等	等に時間を要	する理由等	等					)				
保	由														
ısл			1 か月後	( 月	日		2か月後	(継続保留)	(	月	日)				
留	検 討 状	指			確認6					望認印 本部長)	確認印 (部長)				
	状 況	指 示 事													
		項													
	警察	<b>於</b>	(継続保留時	)	月	日	(継続保	留後の最終判断時	)	月	日				
警	察庁	初回照	会月日 月	日	最終回答月	日	月	日 ( 回答者	:		)				
照有	会の無	意	見 口 計上する	□ 計上しな	:い 🗆	その他	(				)				
		回答													
	有	要旨一品	-												
	有 無 ———	要旨理	由												
	無	本部長	部長	参事官	課長	理事官	分析官	補佐 係長	主任	係	]				
	無	4		参事官	課長	理事官		補佐 係長 認・決裁欄は、適宜変			]				

#### 別記様式第2号

11.1 Hr	111	2031 Z · J										
,,_		本部長		部長	参事官	課長	理事官	分析官	補佐	係長	主任	係
作成時	確認		決 裁					研	室認・決裁機	間は、適宜変	更すること	0

# 交通事故統計計上検討表 【病死・自殺(傷)】

	番	<del>号</del>	1 8	発生所属		区分	<del>}</del>	ו ד		W-05.1				$\overline{}$	
				<u> </u>			<u>-</u> □ 負傷	] l		道路外で	はない(	最終判断時	チェック	7)	
	発	 生日時	平月	 ₩.	 年	 月		(	)	 時	分こ	ろ			
			1 //		•			• `				·	<u></u> 络名		)
							×					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			)
事		区分		氏	名			E齢		当事者種別	3I T	負傷程度	<u> </u>		
故		当事者										<i>y</i> 4,			-
概	第2	当事者													
	第3														
要	事		1								<u> </u>		<u> </u>		
	故内														
	容														
				_	_		. 1 _								
	判	断月日	⊕ =∆ bir	月		断結果			上する	•		,	)		しない
<b>=</b> ⊥	計  上									に明らかっ ある(病る			病死の場合、 ることを要する	いずれの項目 る。	目にも該当
上	理由な	□ 自殺□ その	(傷)	であるこ	とが客	観的に	明らかっ	であ	る。						
計上要否	い	(	1112												)
の				・現場写 (死亡診)						状況が分が i等	いるもの)				
判断	添付	□ 死者	の遺書	又は遺書	に準じる	るもの	(自殺(			. • •					
	資			者等の申: 殺(傷)(				• 検	討結果	:を記載し#	:書類 🦠	※ 自殺の場合			
	料											裕がなかった	状況につい	ても明らかに	すること。
		<u> </u>													
1	也の新	計外項	目の検	討の有無		有	( 🗆 i	直路	<b>外</b> 口	その他)		無			
	保	留月日		月	日										
										までに時間	間を要する	<b>5</b> 。			
	理	□ 関係□ 死因					聴取にB がないる			る。 する資料等	等の収集(	こ時間を要	する。		
/=	由			、資料収											)
保															
留			1か	月後	(	J	FI.	日		2か月	後(継続	保留)	(	月	日)
曲	検   討	指						催認に 部長						確認印 (本部長)	確認印 (部長)
	討状況	示 事													
	<i>))</i> L	項													
	警察	<b>於</b> 「一 「 「 「 大 も し に に に に に に に に に に に に に		(継続保留	) 時)		月		日	(継続	保留後の	最終判断時	寺)	月	日
荷久	気み上	<u> </u>	7.4.0.0	_	_			7 trt= 1				/ D#+			\
照	察庁会の		照会月E	<mark>:  </mark> 計上する	月		最終回			月	日	( 回答者	· :		)
有			意見口	訂工りる	<u> </u>	計上し	<i>ب</i> ر ۱۰		その化	<u> </u>					)
	有		里由												
	無														
/₽		本部長		部長	参事	官	課長		理事'	官 分析官	補佐	係長	主任	係	]
休	1		決		I						I	1	1	1	1
保留後	確 認		裁								7年5万。(九丰)	え 欄は、適宜	亦再士スニ	<u> </u>	

#### 別記様式第3号

/3 3 H	J   1737	- 4713 - 3										
,,_		本部長		部長	参事官	課長	理事官	分析官	補佐	係長	主任	係
作成時	確認		決裁					研	É認·決裁欄	は、適宜変	更すること	
]												

## 交通事故統計計上検討表 【その他】

	番	号	T	発生	所属	Τ	区分			7 ½	吸りづけ	+>1> ( <u>=</u>	로 绞 꾀 ᄣ다	- <b>-</b> /	<del></del>	
						□ 死1	亡 □ 1	負傷	Ľ	〕  道	.始かじは	.ない (I	<b>晨終判断</b> 時	·アエツ:		
	発	生日時	į.	平成		<del></del> 年	月	日	(	)	時	分こ	ろ			
		生場所	ŕ										(道路	8名		)
事	態	様•類型	U					×					(類	型		)
-		区分		E	E	名		年齢	ì	当	事者種別		負傷程度		備	考
故	第	1当事律	当													
概		2当事者														
要	第	3当事者	旨													
	事故内容															
	半!	断月日	1	月		日判断	結果		上す	トる	(本票番	号		)	口 計上し	しない
計上要否の判断	□ 確定的故意により死傷させられた者である(未必の故意は含まない。)。 □ 建物、陸橋等から転落し、これによって車両等に衝突し、接触し、又はれき過されて死傷した者である。 □ 上空、建物等からの落下物(人を含む。)の直撃によって死傷した車両等の運転者・同乗者である。 □ 崖崩れ、道路の陥没、流失等に巻き込まれて死傷した車両等の運転者・同乗者である。 □ 押し歩き等で自転車等に乗車しておらず、歩行中の単独転倒により死傷した者である。 □ 特殊自動車等による車両等の交通に起因しない作業によって死傷した者である。 □ 七の他上記以外で、高波等の災害に巻き込まれた場合等交通事故統計に計上するのが適当でない当事者である。													ある。 )_		
11	也の約		項目	の検討 <i>の</i>	)有無		有([	〕道路	外		死・自殺	と(傷)	)	□ 無		
	保	28月日		月		<u> </u>									_	
保	理由	□統□関	計外係者	項目該当	性を¥ )	■ 判断する資 からの事 美等に時間	<b>事情聴取</b>	に時間	引を昇							
				1か月後	<b>全</b>	(	月		)		2か月後	) (継続	保留)	(	月	日)
留	検討状況	指示事項						確認(部)							確認印 (本部長)	確認印(部長)
	警察	察庁報台	告	(継糸	売保留	時)	F	1	日		(継続保	留後の	最終判断時	<b>持</b> )	月	日
	察庁	初回	回照:	会月日		 月	日最	:終回答	月日		月	日	(回答者	:		)
照有	会の無		意見	見 🗆 計_	Lする	□計」	Lしない	١ -	] そ	の他	(					)
	有	回答要旨		_												
	無	<u>У</u> П	理日	Ħ												
/ <del>-</del>		本部長	Ę	部:	Ę	参事官	Ī	課長	理	事官	分析官	補佐	係長	主任	係	
保留後	確 認			裁						_	確	認∙決裁	欄は、適宜変	変更するこ	:ک،	

## 交通事故統計計上検討表索引

平成 年

													半	
	<b>∞</b> μ				計上要否の判断									
番号	発生 月日	発生所属	事案態様	事故の概要	=1 '			計上し	しない			NU NE TEL -L 55	参考事項	完結 月日
	月日				計上	道路外	病死	白殺傷	押し歩き	作業中	その他	判断理由等	2 2 3 3 3	月日
						XE MI/1	77370		,,,,,,	11 / 1	C 47			

### 別記様式第4号

記載例

## 交通事故統計計上検討表索引

平成 年

				Г					<u>十</u> 版					
37£ 🗆	発生	<b>∞</b> ↓ == =	中中华世	まれる畑亜				=1 1 1		要否の判	-I) [2] [		4 <b>4 </b>	完結
番号	発生 月日	発生所属	事案態様	事故の概要	計上		1 -	計上し		1		判断理由等	参考事項	月日
	,,				1	道路外	病死	自殺傷	押し歩き	作業中	その他	1161-214 (		7
	0/0	0000	人対車両	自宅敷地内で●歳男性が軽 四乗を後退させる際、●歳実 母に衝突		•						現場は当事者ら親族の敷地内 であり、道路性は認められない。		0/0
	0/0	000	単独事故	●歳男性が自転車とともに路 上に倒れていたもの			•					行政解剖の結果、急性虚血性 心不全と診断された。	既往症はなし。	0/0
	0/0	00	単独事故	<ul><li>●歳男性が自転車乗用中に 路外逸脱し、水路に転落</li></ul>	•								現場の痕跡から自転車に乗車 していた蓋然性が高い。 既往症なし。 毎日、自転車に乗車し畑に 行っていると家族が証言。	0/0
	0/0	0000	単独事故	●歳女性が軽四乗を運転中、 池に転落				•				夫に対して常々自殺をほのめか していた。	交通外傷はなく、司法解剖の 結果、溺死と診断された。	0/0
	0/0	000	人対列車	●歳男性が踏切内で列車と衝 突							•	死者が踏切待ちをした後、列車 を見ながら列車通過直前に遮断 機をくぐり、列車に衝突したも の。		0/0